

議案第 2 号

名張市市立学校施設目的外使用規則及び名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について

名張市市立学校施設目的外使用規則（昭和 5 8 年教育委員会規則第 4 号）及び名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和 5 0 年教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 月 7 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市市立学校施設目的外使用規則及び名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

1. 改正理由

名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則第1条に規定する施設の計画開放について、許可に係る様式等を定めるほか、名張市市立学校施設目的外使用規則の適用関係を整理するため、関係規則について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

(1) 名張市市立学校施設目的外使用規則の一部改正

名張市市立学校施設目的外使用規則の適用関係を整理し、名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則第1条に規定する施設の計画開放（以下「計画開放」という。）について、申請書兼許可書の様式を定める。

(2) 名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の一部改正

計画開放に係る施設として格技場を追加し、登録申請書及び登録証の様式を定めるほか、所要の改正を行う。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

名張市市立学校施設目的外使用規則及び名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

(名張市市立学校施設目的外使用規則の一部改正)

第1条 名張市市立学校施設目的外使用規則（昭和58年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(施設の計画開放に係る特例)

第9条 施設の計画開放（名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）第1条に規定する施設の計画開放をいう。以下同じ。）の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第7条の規定は、適用しない。

第2条第1項	以下	名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定による申請書の提出を行い、その登録を受けた者に限る。以下
	申請書（第1号様式）	学校体育施設開放利用申請書兼許可書（第3号様式）
第3条第1項	許可書（第2号様式）	学校体育施設開放利用申請書兼許可書（第3号様式）
第4条第1項第2号エ	その他教育委員会が必要と認めたとき。	名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則第1条に規定する施設の計画開放であるとき。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第9条関係）

学校体育施設開放利用申請書兼許可書

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

団体名
 代表者 〒 —
 住所
 刀がナ
 氏名

電話番号（昼間の連絡先、携帯電話等）

名張市市立学校施設目的外使用規則（昭和58年教育委員会規則第4号）第9条において読み替えて適用する同規則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり、学校体育施設の利用を申請します。

なお、利用に際しては、名張市市立学校施設目的外使用条例（昭和57年条例第44号）、名張市市立学校施設目的外使用規則及び名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）の規定並びに許可に付される条件に従います。

種 目				
対 象 <small>（例：成人、小学生等）</small>				
利用希望学校名 （利用施設）	学校 1. 体育館 2. 運動場 3. その他（ ） いずれかを○で囲んでください。	利用希望日時	曜日	時間
				: ~ :
				: ~ :
				: ~ :
				: ~ :
				: ~ :
				: ~ :
備 考	名張市市立学校施設目的外使用規則第9条において読み替えて適用する同規則第4条第1項第2号エに掲げる減免事由に該当します。			

上記の利用申請について、裏面のとおりに、条件を付して許可します。

指令番号第 号
 年 月 日

様

名張市教育委員会 印

<裏面>

(利用許可日時)

(許可条件)

1. 利用団体は、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 利用においては、教育委員会又は運営協議会の指示に従うこと。
 - (2) 施設の開閉錠は、利用団体が責任をもって行うこと。
 - (3) 許可された以外の場所に立ち入らないこと。
 - (4) 定められた場所以外では、飲食をしないこと。
 - (5) 利用時間を厳守し、必ず、教育委員会が別に定める学校体育施設開放利用日誌（実績表）に記入すること。なお、利用に際して連絡事項が発生した場合は、速やかに運営協議会に連絡すること。
 - (6) 利用後は施設及び用具の清掃、整理及び点検を行い、消灯及び戸締りを完全にすると同時に、前号の学校体育施設開放利用日誌の点検項目欄にも記入すること。
 - (7) 体育館の利用においては、必ず上靴を持参し、土足は厳禁のこと。
 - (8) 火災発生の防止に努め、火気（暖房器具等）を使用しないこと。
 - (9) 施設、整備又は器具を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (10) 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (11) 利用する者以外（乳幼児等）の同伴は、原則として禁止する。ただし、やむを得ず同伴する場合は、保護者の責任において安全を確保しなければならない。
 - (12) 施設に、物を恒常的に置かないこと。ただし、その利用団体がその物の設置等を学校長に事前に申し出て、学校に支障がないものとして、学校長が認めたときは、この限りでない。
 - (13) 施設に棚等の工作物を設置しないこと。
 - (14) 教育委員会は、電灯料（名張市市立学校施設目的外使用条例別表に定める加算使用料）について、利用団体の利用実績に基づき、原則として、四半期ごとに請求するものとし、当該利用団体は、教育委員会が定める期限までにこれを納付すること。
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に抵触し、若しくは抵触するおそれがある行為、騒音等により近隣住民に迷惑をかける行為又は学校教育に支障が生じるおそれがある行為を行わないこと。
2. 教育委員会は、利用団体が、名張市市立学校施設目的外使用条例、名張市市立学校施設目的外使用規則若しくは名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の規定又は上記1に定める事項を遵守しなかった場合のほか、同条例第5条第3号から第5号までのいずれかに該当する場合には、利用の許可を取り消すことができる。

(名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の一部改正)

第2条 名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「において、」の次に「名張市市立学校施設目的外使用条例（昭和57年条例第44号）及び名張市市立学校施設目的外使用規則（昭和58年教育委員会規則第4号）の規定により」を、「に関し」の次に「、同条例及び同規則に定めるもののほか」を加える。

第4条中「及び体育館」を「、体育館その他体育施設」に改める。

第6条第1項中「所定の登録申請書」を「学校体育施設開放利用団体登録申請書（様式第1号）」に、「提出し」を「提出することにより、申請し」に改め、同条第2項中「申請団体」を「規定による申請をすることができる団体」に、「在住、在勤若しくは在学する」を「在住し、在勤し、又は在学する」に、「かつ」を「かつ、」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った団体が前項に規定する団体の条件に該当し、かつ、スポーツのための利用を行うものであることを確認したときは、当該申請を行った団体に登録証（様式第2号）を交付するものとする。

第7条を削る。

第8条中「この規則若しくは、この規則に基づき別に定めた事項」を「名張市市立学校施設目的外使用条例、名張市市立学校施設目的外使用規則若しくはこの規則若しくは使用の許可の条件」に、「運営協議会」を「教育委員会若しくは運営協議会」に、「その利用の取消し、又は中止」を「その利用の許可を取り消し、又はその利用の中止」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

附則の次に次の2様式を加える。

様式第1号（第6条関係）

学校体育施設開放利用団体登録申請書

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

登録番号 ※

団体名
代表者 〒 —
住所
フリガナ
氏名

※は、記入しないでください。 電話番号
(昼間の連絡先、携帯電話等)

次のとおり、名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定に基づき、学校の体育施設の利用団体としての登録を申請します。

なお、利用に際しては、名張市市立学校施設目的外使用条例（昭和57年条例第44号）、名張市市立学校施設目的外使用規則（昭和58年教育委員会規則第4号）及び名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の規定並びに許可に付される条件に従います。

種 目			人 数	人
対 象 (例：成人、小学生等)				
使用料（電灯料に係る加算使用料）の請求先 ※上記代表者と異なる場合のみ記入してください。	住 所	〒 —		
	フリガナ 氏 名			
	電話番号			
会員募集	新規会員の加入は できる ・ できない			
利用団体間の連絡及び調整を円滑にするため、上記の代表者の電話番号を、当該連絡及び調整を目的として実施する利用団体調整会議の配布資料に掲載することに同意します。 (代表者署名欄)				

※公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険へ加入済であることを証明できる資料（コピー可）と一緒に提出してください。

様式第2号（第6条関係）

登録証

登録番号	
登録の有効期間	
団体名	
代表者名	
使用種目	

上記の団体は、名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき、学校の体育施設の利用団体としての登録を受けた団体であることを証明します。

年 月 日

名張市教育委員会 印

（注意事項）

1. この証は、代表者が所持すること。
2. この証を他の団体等に貸与しないこと。
3. この証を紛失したときは、速やかに、名張市教育委員会に連絡し、再交付の手続をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の名張市市立学校施設目的外使用規則及び第2条の規定による改正後の名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の規定は、令和3年6月1日以後の学校の体育施設の使用について適用する。

名張市市立学校施設目的外使用規則及び名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

名張市市立学校施設目的外使用規則（第1条関係）

改正案			現行
<u>（施設の計画開放に係る特例）</u>			<u>（特例）</u>
第9条 施設の計画開放（名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）第1条に規定する施設の計画開放をいう。以下同じ。）の場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第7条の規定は、適用しない。			第9条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項の規定に基づく施設の計画開放に係る学校施設の使用については、この規則の規定にかかわらず、名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）を適用する。
第2条第1項	以下	名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定による申請書の提出を行い、その登録を受けた者に限る。以下	
	第1号様式	学校体育施設開放利用申請書兼許可書（第3号様式）	
第3条第1項	第2号様式	学校体育施設開放利用申請書兼許可書（第3号様式）	
第4条第1項第2号エ	その他教育委員会が必要と認めるとき。	名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則第1条に規定する施設の計画開放であるとき。	

【改正案】

第3号様式（第9条関係）

学校体育施設開放利用申請書兼許可書

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

団体名
代表者 一 二
住所
刀がナ
氏名

電話番号（昼間の連絡先、携帯電話等）

名張市市立学校施設目的外使用規則（昭和58年教育委員会規則第4号）第9条において読み替えて適用する同規則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり、学校体育施設の利用を申請します。

なお、利用に際しては、名張市市立学校施設目的外使用条例（昭和57年条例第44号）、名張市市立学校施設目的外使用規則及び名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）の規定並びに許可に付される条件に従います。

種 目			
対 象 (例：成人、小学生等)			
利用希望学校名 (利用施設)	学校 1. 体育館 2. 運動場 3. その他 () いずれかを○で囲んでください。	利用 希望 日時	曜日
			時間
			: ~ :
			: ~ :
			: ~ :
			: ~ :
備 考	名張市市立学校施設目的外使用規則第9条において読み替えて適用する同規則第4条第1項第2号エに掲げる減免事由に該当します。		

上記の利用申請について、裏面のとおりに、条件を付して許可します。

年 月 日

様

名張市教育委員会 印

<裏面>

(利用許可日時)

(許可条件)

1. 利用団体は、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 利用においては、教育委員会又は運営協議会の指示に従うこと。
 - (2) 施設の開閉錠は、利用団体が責任をもって行うこと。
 - (3) 許可された以外の場所に立ち入らないこと。
 - (4) 定められた場所以外では、飲食をしないこと。
 - (5) 利用時間を厳守し、必ず、教育委員会が別に定める学校体育施設開放利用日誌（実績表）に記入すること。なお、利用に際して連絡事項が発生した場合は、速やかに運営協議会に連絡すること。
 - (6) 利用後は施設及び用具の清掃、整理及び点検を行い、消灯及び戸締りを完全にすると同時に、前号の学校体育施設開放利用日誌の点検項目欄にも記入すること。
 - (7) 体育館の利用においては、必ず上靴を持参し、土足は厳禁のこと。
 - (8) 火災発生の防止に努め、火気（暖房器具等）を使用しないこと。
 - (9) 施設、整備又は器具を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (10) 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

- (1 1) 利用する者以外(乳幼児等)の同伴は、原則として禁止する。ただし、やむを得ず同伴する場合は、保護者の責任において安全を確保しなければならない。
- (1 2) 施設に、物を恒常的に置かないこと。ただし、その利用団体がその物の設置等を学校長に事前に申し出て、学校に支障がないものとして、学校長が認めたときは、この限りでない。
- (1 3) 施設に棚等の工作物を設置しないこと。
- (1 4) 教育委員会は、電灯料(名張市市立学校施設目的外使用条例別表に定める加算使用料)について、利用団体の利用実績に基づき、原則として、四半期ごとに請求するものとし、当該利用団体は、教育委員会が定める期限までにこれを納付すること。
- (1 5) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に抵触し、若しくは抵触するおそれがある行為、騒音等により近隣住民に迷惑をかける行為又は学校教育に支障が生じるおそれがある行為を行わないこと。
2. 教育委員会は、利用団体が、名張市市立学校施設目的外使用条例、名張市市立学校施設目的外使用規則若しくは名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の規定又は上記1に定める事項を遵守しなかった場合のほか、同条例第5条第3号から第5号までのいずれかに該当する場合には、利用の許可を取り消すことができる。

名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（第2条関係）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項に基づき、市民が計画的に体育・スポーツに親しむことができるように、学校教育に支障のない範囲において、<u>名張市市立学校施設目的外使用条例（昭和57年条例第44号）及び名張市市立学校施設目的外使用規則（昭和58年教育委員会規則第4号）の規定により</u>学校の体育施設を住民の利用に供すること（以下「施設の計画開放」という。）に関し、<u>同条例及び同規則に定めるもののほか</u>、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条第1項に基づき、市民が計画的に体育・スポーツに親しむことができるように、学校教育に支障のない範囲において、<u>学校の体育施設を住民の利用に供すること（以下「施設の計画開放」という。）</u>に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(開放の範囲)</p> <p>第4条 施設の計画開放は、団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため小中学校の校庭、<u>体育館その他体育施設</u>を開放する。</p> <p>(登録の申請)</p>	<p>(開放の範囲)</p> <p>第4条 施設の計画開放は、団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため小中学校の校庭及び<u>体育館</u>を開放する。</p> <p>(登録の申請)</p>
<p>第6条 開放学校の施設を利用しようとする団体は、<u>学校体育施設開放利用団体登録申請書（様式第1号）</u>を教育委員会に指定する期日までに<u>提出</u>することにより、<u>申請しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の<u>規定による申請をすることができる団体は</u>、名張市内に<u>在住し、在勤し、又は</u>在学する者が5人以上の団体を構成し、<u>かつ、当該団体の監督者として成人が含まれている</u>団体に限る。</p> <p>3 <u>教育委員会は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請を行った団体が前項に規定する団体の条件に該当し、かつ、スポーツのための利用を行うものであることを確認したときは、当該申請を行った団体に登録証（様式第2号）を交付するものとする。</u></p>	<p>第6条 開放学校の施設を利用しようとする団体は、<u>所定の登録申請書を教育委員会に指定する期日までに提出</u>しなければならない。</p> <p>2 前項の<u>申請団体は</u>、名張市内に<u>在住、在勤若しくは在学する者が5人以上の団体を構成し、かつ</u>当該団体の監督者として成人が含まれている団体に限る。</p>
<p>(取消し又は中止)</p> <p>第7条 教育委員会は、<u>名張市市立学校施設目的外使用条例、名張市市立学校施設目的外使用規則若しくはこの規則若しくは使用の許可の条件に違反し、又は教育委員会若しくは運営協議会の指示に従わない利用者に対してはその利用の許可を取り消し、又はその利用の中止を命ずるものとする。</u></p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第7条 <u>使用者は、開放学校の利用に係る電灯料金の実費を負担しなければならない。</u></p> <p>(取消し又は中止)</p>
<p>第7条 教育委員会は、<u>名張市市立学校施設目的外使用条例、名張市市立学校施設目的外使用規則若しくはこの規則若しくは使用の許可の条件に違反し、又は教育委員会若しくは運営協議会の指示に従わない利用者に対してはその利用の許可を取り消し、又はその利用の中止を命ずるものとする。</u></p>	<p>第8条 教育委員会は、<u>この規則若しくは、この規則に基づき別に定めた事項に違反し、又は運営協議会の指示に従わない利用者に対してはその利用の取消し、又は中止を命ずるものとする。</u></p> <p>(利用者の賠償責任)</p>

改正案	現行
(実施細則) 第8条 この規則の実施について、必要な細則は、 教育長が別に定める。	第9条 利用者は、開放学校の施設設備を損傷し、 若しくは滅失したときは、賠償の責任を負うもの とする。 (実施細則) 第10条 この規則の実施について、必要な細則は、 教育長が別に定める。

【改正案】

様式第1号 (第6条関係)

学校体育施設開放利用団体登録申請書

年 月 日

名張市教育委員会 宛て

登録番号 ※

団体名
代表者 一 二
住所
フリカナ
氏名

※は、記入しないでください。 電話番号

(昼間の連絡先、携帯電話等)

次のとおり、名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則(昭和50年教育委員会規則第5号)第6条第1項の規定に基づき、学校の体育施設の利用団体としての登録を申請します。

なお、利用に際しては、名張市市立学校施設目的外使用条例(昭和57年条例第44号)、名張市市立学校施設目的外使用規則(昭和58年教育委員会規則第4号)及び名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則の規定並びに許可に付される条件に従います。

種 目			人 数	人
対 象 (例：成人、小学生等)				
使用料(電灯料に係る加算使用料)の請求先 ※上記代表者と異なる場合のみ記入してください。	住 所	一 二		
	フリカナ			
	氏 名			
	電話番号			
会員募集	新規会員の加入は できる ・ できない			
利用団体間の連絡及び調整を円滑にするため、上記の代表者の電話番号を、当該連絡及び調整を目的として実施する利用団体調整会議の配布資料に掲載することに同意します。 (代表者署名欄)				

※公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険へ加入済であることを証明できる資料(コピー可)と一緒に提出してください。

登録証

登録番号	
登録の有効期間	
団体名	
代表者名	
使用種目	

上記の団体は、名張市市立学校の体育施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第5号）第6条第3項の規定に基づき、学校の体育施設の利用団体としての登録を受けた団体であることを証明します。

年 月 日

名張市教育委員会 印

（注意事項）

1. この証は、代表者が所持すること。
2. この証を他の団体等に貸与しないこと。
3. この証を紛失したときは、速やかに、名張市教育委員会に連絡し、再交付の手続をすること。